

2025 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 執行役員 南井 正之
電 話 (075) 922-1111

第 52 期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

2025 年 6 月 26 日付「第 52 期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請に関する取締役会決議についてのお知らせ」でお知らせしたとおり、当社は、同日、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局に提出することを決定いたしました。本日、関東財務局に対し当該延長申請書を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書

第 52 期有価証券報告書

(自 2024 年 4 月 1 日至 2025 年 3 月 31 日)

2. 延長前の提出期限

2025 年 6 月 30 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2025 年 9 月 26 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2025 年 6 月 26 日付「第 52 期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請に関する取締役会決議についてのお知らせ」でお知らせしたとおり、当社は、当社の連結子会社で、家電・車載事業統括本部家電産業事業本部配下の NIDEC FIR INTERNATIONAL S.R.L.(イタリア所在。以下「FIR 社」といいます。)において発生した事象に関して FIR 社以外での類似事象の有無等を調査するために、社内調査委員会による追加調査(以下「本件社内追加調査」といいます。)が必要と判断しております。本件社内追加調査が

完了するまでは 2025 年 3 月期の連結財務諸表の内容を確定できず、当該連結財務諸表について会計監査人による監査の完了も見込めないところ、本件社内追加調査については、その調査対象の広範性等から、完了に至るまでには相当な長期間を要するものと想定しております。そのため、法令に定める提出期限までに第 52 期の有価証券報告書の提出を行うことは困難であると判断し、当該有価証券報告書の提出期限の延長申請を決定のうえ、当該有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を提出いたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以上